

令和2年度 集团指導講習会資料

横須賀が好き!



YOKOSUKA CITY SINCE 1907

横須賀市福祉部
指導監査課

目 次

1	新型コロナウイルス感染症関連について	1
2	基準条例等について	5
3	運営の手引き・運営状況点検書について	8
4	運営規程・重要事項説明書について	9
5	法令遵守と管理者の責務について	13
6	記録の整備について	15
7	苦情・相談の体制について	16
8	事故発生時の対応について	19
9	秘密の保持について	22
10	非常災害対策について	25
11	変更届・加算届・廃止届・休止届等について	29
12	指定更新申請の手続について	31
13	業務管理体制の整備に係る届出について	32
14	生活保護法指定介護機関の指定について	34
15	福祉サービス第三者評価事業について	35
16	介護職員処遇改善加算について	37
17	介護職員等特定処遇改善加算について	39
18	労働関係法令について	42
19	高齢者虐待の未然防止と早期発見のために	44
20	身体的拘束等の原則的禁止について	48
21	老人福祉法に基づく「老人居宅生活支援事業」の各種届出について	52
22	介護予防・日常生活支援総合事業について	55
23	監査・処分について	56
24	介護サービス情報の公表制度について	58
25	介護支援専門員の資格更新等について	60
26	介護保険事業所に係る指定・指導・監査の所管について	62

1

新型コロナウイルス感染症関連について

介護保険サービス事業所等が提供する各種サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

新型コロナウイルス感染症に関連して、厚生労働省等から人員基準等の臨時的取扱い、研修の延期等の通知が発出されています。

1 人員基準等の臨時的取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の対応により、一時的に指定等に係る基準、基本サービス費及び加算の算定要件を満たすことができなくなる場合について、柔軟な取扱いを可能とする旨が通知されています。

以下に主な取扱いの例をまとめていますが、詳細については、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年8月28日現在 第15報まで発出）」を参照してください。

【 柔軟な取扱いとして認められている例 】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いが可能なこと。
- ・訪問介護の特定事業所加算等の算定要件である定期的な会議の開催について、電話、文書、メール、テレビ会議等の活用が可能なこと。
- ・居宅介護支援のサービス担当者会議やモニタリングに係る定期の訪問について、電話やFAX等の手段による実施が可能であること。
- ・通所系サービス事業所が、感染防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の請求を可能とすること。
- ・通所系サービス事業所が提供する一部のサービスについて、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬を算定すること。
- ・地域密着型サービスにおける運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期する等の措置をとること。

また、横須賀市への質問が多い事項について、「新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aの一部修正について」（令和2年4月17日 横福指第10号）を通知しています。

「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」、「新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aの一部修正について」は、「横須賀市」のホームページに掲載しています。

【 掲載場所 】 横須賀市ホームページ

ホーム > 新型コロナウイルス感染症に関する情報（事業者のみなさまへ） > 社会福祉施設等の事業者の皆様へのお知らせ > 介護保険サービス事業者の皆様へ

(https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/kaigo-osirase/20200128corona_virus.html)

2 介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応のため、介護支援専門員等の法定研修について、都道府県の判断により、法定研修を延期・中止することや、その結果本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員や介護支援専門員については、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとすることができることとされました。

神奈川県では、介護支援専門員証又は主任介護支援専門員の有効期間満了日が令和2年2月28日から令和4年3月31日までに満了する者について、それぞれ資格を喪失しない取扱いの期間が定められています。

【介護支援専門員等の資格を喪失しない取扱いの期間】

介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の有効期間満了日	資格を喪失しない取扱いの期間の終期
令和2年2月28日から令和3年3月31日まで	令和4年3月31日
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	令和5年3月31日

※ 神奈川県以外の取扱いについては、各都道府県の介護支援専門員等法定研修関係のホームページ等をご確認ください。

【 参考通知 】

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて

(令和2年2月25日 厚生労働省老健局振興課事務連絡)

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて (第2報)

(令和2年3月18日 厚生労働省老健局振興課事務連絡)

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等の資格を喪失しない取扱いについて

(令和2年6月11日 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長通知)

神奈川県登録の介護支援専門員等法定研修の臨時的取扱いについては、「介護情報サービスかながわ」に掲載されていますので、ご確認ください。

【 掲載場所 】 介護情報サービスかながわ

ライブラリ (書式/通知) > 5. 国・県の通知 > 介護支援専門員の情報

(<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=998&topid=6>)

3 関係通知一覧

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」をはじめとして、厚生労働省並びに関係機関から、多くの通知が発出されています。

主な通知について、以下の表にまとめていますが、その他通知についても横須賀市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

1. 共通

通知日	通知名	備考
令和2年4月7日	社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）	介護保険最新情報 vol. 808
令和2年4月9日	「社会福祉施設における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付事務連絡）に関するQ&Aについて	介護保険最新情報 vol. 815
令和2年4月21日	介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について	介護保険最新情報 vol. 821
令和2年4月24日	「社会福祉施設における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付事務連絡）に関するQ&A（その2）について	介護保険最新情報 vol. 822
令和2年4月24日	介護サービス事業所によるサービス継続について	介護保険最新情報 vol. 824
令和2年4月27日	「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日付社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知）」等に関するQ&Aについて	厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等事務連絡
令和2年5月11日	「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改定について	介護保険最新情報 vol. 832

2. 訪問サービス

通知日	通知名	備考
令和2年5月1日	動画「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」について	介護保険最新情報 vol. 827
令和2年5月7日	動画「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」について（その2）	介護保険最新情報 vol. 830
令和2年5月29日	動画「訪問サービスを受ける方のためのそうだったのか！感染対策」及びその周知のためのリーフレットについて	介護保険最新情報 vol. 840
令和2年6月15日	訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について	介護保険最新情報 vol. 848

3. 通所サービス

通知日	通知名	備考
令和2年4月28日	リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援について」	介護保険最新情報 vol. 825

4. 施設サービス

通知日	通知名	備考
令和2年5月4日	介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について	介護保険最新情報 vol. 828
令和2年5月4日	「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年5月4日事務連絡）に関するQ & Aについて	介護保険最新情報 vol. 829
令和2年5月15日	高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について	介護保険最新情報 vol. 834
令和2年6月24日	動画「介護老人福祉施設（特養）のためのそうだったのか！感染対策」について	介護保険最新情報 vol. 851
令和2年6月30日	動画「介護老人福祉施設（特養）のためのそうだったのか！感染対策」（その2）・「送迎の時のそうだったのか！感染対策」について	介護保険最新情報 vol. 852
令和2年6月30日	高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について	介護保険最新情報 vol. 853
令和2年8月7日	高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について	介護保険最新情報 vol. 866
令和2年9月14日	「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止面会ガイドライン」について（※）	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 高齢福祉課長通知

(※)の通知は、介護情報サービスかながわホームページに掲載されています。

新型コロナウイルス感染症にかかる関連通知等は、「横須賀市」のホームページに掲載しています。

【 掲載場所 】 横須賀市ホームページ

ホーム > 新型コロナウイルス感染症に関する情報（事業者のみなさまへ） > 社会福祉施設等の事業者の皆様へのお知らせ > 介護保険サービス事業者の皆様へ

(https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/kaigo-osirase/20200128corona_virus.html)

「「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止面会ガイドライン」について」は、「介護サービス情報かながわ」のホームページに掲載しています。

【 掲載場所 】 介護情報サービスかながわ

ホーム > 書式ライブラリ > 11.安全衛生管理・事故関連・防災対策 > 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

(<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>)

2

基準条例等について

介護保険法に基づく指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援（以下「介護保険サービス等」という。）の事業（以下「介護保険サービス事業等」という。）の人員、設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令で定める基準を基本としつつ、各自治体が条例で定めることとされています。

本市では、指定介護保険サービス事業等に関する基準を定めた条例（以下「基準条例」という。）を制定しています。

指定介護保険サービス事業等の設置者（以下「介護保険サービス事業者等」という。）は、これらの基準条例に定められた基準に従い、その基準を満たしたうえで、指定介護保険サービス事業等を運営してください。

なお、基準条例に定める規定の一部については、それぞれの基準条例施行規則に委任しています。また、基準条例及び基準条例施行規則で定められた基準の趣旨や解釈については、解釈通知が発出されています。

1 基準条例

条例の性格

条例は、指定介護保険サービス事業等がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定介護保険サービス事業者等は、基準を充足することだけでなく常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

指定介護保険サービス事業等を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定介護保険サービス事業者等の指定又は更新は受けられません。

基準に違反することが明らかになった場合には、指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものとされています。

基準に違反することが明らかになった場合

- ① 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行う
- ② 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表する
- ③ 正当な理由が無く、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができる
 - ・ ③の命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公示します。
 - ・ ③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができるものとされています。

ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指

定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとされています。

直ちに指定の取消し等となる場合

- ① 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）の場合
指定居宅介護支援事業者等及びその従業者が、居宅サービス計画等の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の介護保険サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護保険サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受したときその他の自己の利益を図るために基準に違反したとき
- ② 指定居宅介護支援事業者等以外の場合
次に掲げるとき、その他事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
イ 介護保険サービス等の提供に際して利用者等が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
ロ 居宅介護支援事業者等又はその従業者に対し、利用者等に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品、その他財産上の利益を供与したとき
ハ 居宅介護支援事業者等又はその従業者から、施設からの退所者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき
- ③ 利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ④ その他①、②及び③に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとされています。

指定介護保険サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等に鑑み、基準違反に対しては、極めて厳正に対応します。

基準条例等は、「横須賀市」のホームページに掲載しています。

【 掲載場所 】 横須賀市ホームページ

ホーム > 健康・福祉・教育 > 年金・保険 > 高齢者福祉・介護保険 > 介護保険サービス事業者 > 条例・規則・解釈

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/kaigo-osirase/20130401jourei.html>)

2 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業の基準等は、以下の要綱等により規定されています。

【 基準 】

介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準

【実施要綱】

横須賀市訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）事業実施要綱

横須賀市通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）事業実施要綱

介護予防・日常生活支援総合事業の基準等は、「横須賀市」のホームページに掲載しています。

【 掲載場所 】

ホーム > 健康・福祉・教育 > 年金・保険 > 高齢者福祉・介護保険 > 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3045/sougoujigyou.html>)

1 運営の手引き

基準や基準に関する本市の考え方、過去の実地指導で指導の多かった事項などを記載したものです。法令等の改正等により内容を変更する必要が生じた場合に改正を行い、横須賀市のホームページに掲載したうえで、その都度、介護保険サービス事業者等へお知らせします。

なお、介護保険制度は、改正や新しい解釈が発出されることが大変多い制度です。運営の手引きは作成時点の介護保険制度に基づき作成していますが、常に最新の情報を入手するようにしてください。

2 運営状況点検書

運営状況点検書は、介護保険サービス事業所等の人員、設備、運営等が、基準に適合しているかを確認する自己チェックツールです。

点検結果は、本市へ提出する必要はありませんので、事業所で保管してください。

ただし、実地指導の際に事前提出資料として、点検結果の写しの提出を求められる場合がありますので、提出を求められた際は、勤務形態一覧表等の別紙の写しも併せて提出してください。

なお、今年度の運営状況点検書は、「横須賀市」のホームページに掲載次第、メールにてお知らせします。

< 点検を行う際の留意事項 >

- 運営状況点検書を作成することが目的ではありません。事業者自らが点検を行うことにより、法令や基準等に沿った運営ができているか確認を行ってください。
- 基準に適合しない運営を行っていた場合には、過誤調整が必要になることも想定されます。
- 点検結果を法人の法令遵守責任者に報告することにより、法人全体の業務管理体制の整備に役立ててください。
- ◎ 点検の結果、基準違反に該当する事項が確認された場合は・・・
⇒ 速やかに是正を行ってください。
過誤調整の要否や手続きについては、保険者に相談してください。

基準条例等は、「横須賀市」のホームページに掲載しています。

【 掲載場所 】 横須賀市ホームページ

ホーム > 健康・福祉・教育 > 年金・保険 > 高齢者福祉・介護保険 > 介護保険サービス事業者 >

○運営の手引き

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/shoshiki/uneitebiki.html>)

○運営状況点検書

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/shoshiki/uneijokyotenkensyo02.html>)

4

運営規程・重要事項説明書について

介護保険サービス事業者等は、事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければなりません。

また、介護保険サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、運営規程の概要等の利用申込者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して、説明を行い、介護保険サービスの提供の開始についての同意を原則として書面で得なければなりません。

1 運営規程

運営規程には、事業所名称、事業所所在地のほか、事業（施設）の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、運営推進会議又は介護・医療連携推進会議の開催（地域密着型（介護予防）サービスの場合）等の運営についての重要事項を規定しなければなりません。

なお、サービスごとに、記載すべき項目が異なりますので、詳しくは各サービスの運営の手引き、集団指導講習会資料を参照してください。

(例) 訪問介護の場合

- ア 事業所の名称、所在地
- イ 事業の目的及び運営方針
- ウ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- エ 営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間
- オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額（料金表を含む。）
- カ 通常の事業の実施地域
- キ 緊急時における対応方法
- ク その他運営に関する重要事項
（従業者の秘密の保持、苦情・相談の受付体制、事故発生時の対応、従業者の研修など）

【 ポイント 】

- 運営規程の記載事項に変更が生じたときは、その変更の都度、運営規程を改正してください。（改正した年月日、内容を最後尾の附則に記載することで、事後に確認しやすくなります。）

記載例

- 附則 この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する
この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する（利用定員の変更）
この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する（サービス提供時間の変更）
この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する（その他の費用の変更）

- 従業者の職種・員数など、変動が多い事項についても、その都度見直しをすることが望ましいですが、事業所の業務量削減の観点から、その都度の変更は求めません。ただしこの場合においても、少なくとも1年に1回は見直しを行い、必要に応じて運営規程を改正してください。
- ①例えば、毎年4月1日など定点を設け、その時点の従業者の職種・員数を運営規程に反映させ、改正を行うことが考えられます。
 - ※「令和○年○月○日時点」など、当該従業者の職種・員数がいつの時点のものか記載することで、利用者等にも分かりやすくなります。
- ②その他運営規程の記載事項に変更が生じたときは、当該変更と併せて、従業者の職種・員数を改正してください。

記載例

第○条 従業者の職種・員数

(令和2年11月1日時点)

管理者	1名(常勤兼務)
生活相談員	3名(常勤専従1名、常勤兼務1名、非常勤兼務1名)
看護職員	3名(常勤兼務2名、非常勤兼務1名)
機能訓練指導員	3名(常勤兼務2名、非常勤兼務1名)
介護職員	12名(常勤専従5名、常勤兼務1名、非常勤専従6名)

※ 員数は、実人数を記載してください。

【 指導事例 】

- 従業者の員数が大幅に変更となっているにもかかわらず、運営規程の記載が3年前の員数のままとっていた。
- 通常の事業の実施地域外の介護保険サービス等に要する交通費の費用の額について、運営規程と重要事項説明書との間で齟齬があった。
- 料金表に利用者負担1割の額のみ記載されており、負担割合2割及び3割の利用者等に対応していなかった。
- 料金表が重要事項説明書のみ添付されており、運営規程に利用料その他の費用の額を規定していなかった。

2 重要事項説明書

(1) 重要事項説明書に記載する項目

重要事項説明書には、運営規程の概要、従業員の勤務体制等を記載する必要があります。
記載すべき項目として、次の例が挙げられます。

なお、サービスごとに、記載すべき項目が異なりますので、詳しくは各サービスの運営の手引き、
集団指導講習会資料等を参照してください。

(例) 訪問介護の場合

- ア 法人、事業所の概要（法人名、事業所名、事業所番号、併設サービスなど）
- イ 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間
- ウ サービスの内容、利用料その他の費用の額
- エ 従業員の勤務体制（従業員の職種、員数及び職務の内容）
- オ 事故発生時の対応
- カ 通常の事業の実施地域
- キ 緊急時等における対応方法
- ク 苦情・相談の受付体制
（事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情の窓口も記載）
- ケ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）（※）
※ 第三者評価の詳細については、「15 福祉サービス第三者評価事業について」（35ページ）を参照してください。
- コ 利用申込者等がサービスの選択するために必要な重要事項
（従業員の秘密の保持、従業員の研修、衛生管理など）

(2) 重要事項説明書の説明・同意・交付

指定介護保険サービス事業者等は、適切な介護保険サービスを提供するにあたり、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要等、利用申込者等がサービスの選択をするために必要な重要事項について、重要事項説明書やパンフレット等のわかりやすい文書を交付して、説明を行い、事業所からの介護保険サービスの提供を受けることについての同意を原則として書面で得なければなりません。

重要事項説明書に基づき説明をした際には、利用申込者等が重要事項に関する説明を受けたこと、内容に同意したこと、及び重要事項説明書の交付を受けたことについて、利用申込者等の署名又は記名、押印を得るようにしてください。

【 記載例 】

重要事項について説明し、内容の同意を受け、文書を交付しました。

令和〇年〇月〇日 管理者 神奈川 太郎 印

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、文書の交付を受けました。

令和〇年〇月〇日 横須賀 花子 印

【 ポイント 】

- 重要事項説明書の内容は、運営規程の内容と一致させてください。（運営規程を改正したときは、その内容に併せて重要事項説明書も改正してください。）
- 重要事項説明書の利用者等の同意に係る記載の方法は、必ずしも記載例によるものではありませんが、以下の内容がわかるように記載してください。
 - ① 事業者が、利用者等に重要事項説明書の内容を説明し、内容の同意を受け、文書の交付を行った日及び説明者の氏名
 - ② 利用者等が重要事項説明書の内容の説明を受け、内容に同意し、文書の交付を受けた日。
- 特に「サービス提供開始についての同意」は、利用申込者等及び指定介護保険サービス事業者等双方を保護する観点から、契約書等の書面によって契約内容について確認を得てください。
- 料金表は、利用者負担割合 1 割の額の記載にとどまらず、利用者負担割合 2 割・3 割についても対応（利用者負担割合 2 割・3 割の料金表の作成、利用者負担割合の 1 割、2 割、3 割すべての額を記載する等）を行ってください。
- 料金表には、事業所において利用者等から徴収する料金のみを記載することとし、算定できない加算、届出をしていない加算、徴収しない利用料は記載しないでください。
- 重要事項説明書は、事業所の見やすい場所に掲示してください。

【 指導事例 】

- 重要事項説明書を交付していなかった。（交付したことが記録から確認できなかった。）
- 契約書しか作成しておらず、重要事項説明書を作成していなかった。
- 運営規程、重要事項説明書に最新の情報を反映していなかった。
- 説明日、説明者の氏名、同意日の記載、利用者等の署名（記名・押印）が漏れていた。
- 重要事項説明書を掲示していなかった。また、掲示はしているものの、事務室に設置しているなど利用申込者等が見ることができない環境であった。
- 新たに加算を算定しているにも関わらず、当該加算による利用料の変更について、利用者の同意を得ていなかった。

5

法令遵守と管理者の責務について

1 法令遵守

人員基準、設備基準、運営基準等、様々な基準が定められており、介護保険サービス事業者等は、介護保険サービス事業を運営するにあたって、人員基準や設備基準を満たし、運営基準に沿った事業運営をすることを前提に、指定を受けています。よって、基準を満たさない場合には、指定や更新を受けることができません。

「基準」は、介護保険サービス事業者等の行う事業が、その目的を達成するために必要な最低限の基準を定めたものであり、常に満たされている必要があります。また、介護保険サービス事業者等は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

基準を理解しておらず、知らないうちに基準違反の運営を行っている介護保険サービス事業所が見受けられますので、そのような事態にならないためにも、正しい法令の理解が必要です。

また、介護報酬の請求にあたっては、加算や減算の算定要件を理解し、正しく請求する義務があります。

2 管理者の責務

(1) 事業所内の一元的な管理

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。サービスの実施状況の確認等を担当者任せではなく、管理者も確認してください。

【 ポイント 】

- 従業者の管理については、タイムカード等による出勤状況の確認、有資格者についての資格証等の写しの保管等により、従業者に関する記録等を整備し、勤務表（予定及び実績）を毎月作成するなど、基準に適合した勤務体制を確保するために必要な状況把握を行ってください。
- 事業者である法人の役員であっても、介護保険サービス事業所の管理者を含めた従業者である場合は、他の従業者と同様に、従事する介護保険サービス事業所における出勤状況等の把握が必要になるので、他の従業者と同様にタイムカード、出勤簿等や勤務表（予定及び実績）による勤務状況に関する管理を行ってください。

(2) 従業者への指揮命令

管理者は、事業所の従業者に事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。管理者が法令を遵守することは当然のことですが、その他の従業者の方にも法令を守っていただくよう、管理者として必要な指示を行ってください。

事業所内で基準違反に該当することが行われていた場合は、管理者が直接関与していなくても、管理者の監督責任が問われます。

【 ポイント 】

- 管理者は、常勤で専従することが原則です。同一敷地内で管理業務に支障がない範囲内の兼務しか認められていませんので、たとえ同じ事業所内で他の職務との兼務でも管理業務に支障がある場合には、基準違反となります。

【介護保険法令遵守チェックリスト】

主な時期	項目	チェック内容	○×
指定時	メール配信システムへの登録及び内容の確認	メール配信システムへの登録は済んでいますか？	
		配信されたメールの内容を定期的に確認し、必要な事項を職員に周知していますか？	
	業務管理体制の整備に係る届出（法人単位）	業務管理体制の整備に係る届出をしていますか？	
		整備する業務管理体制内容に変更があった場合、変更事項が生じた場合に届出をしていますか？	
	「運営の手引き」の内容確認	最新の「運営の手引き」をダウンロードし、日々の業務に活用していますか？	
毎年	集団指導講習会への参加及び職員への伝達	毎年実施される集団指導講習会に参加し、その内容を事業所の職員に伝達していますか？	
	「運営状況点検書」による自己点検	「運営状況点検書」を活用し、年に1回は指定基準等の適合状況を確認していますか？	
		万が一、基準違反に該当することが確認された場合、速やかに是正していますか？	
	「運営の手引き」の内容確認	最新の「運営の手引き」をダウンロードし、日々の業務に活用していますか？	
「横須賀市」のホームページ等の定期的な確認	「横須賀市」のホームページに掲載する「介護保険サービス事業者用のページ」や「介護情報サービスかながわ」に掲載している「神奈川県からのお知らせ」を定期的にチェックし、掲載内容についてもれなく確認していますか？ ※ 重要な通知が掲載されることがあります。必ず定期的に確認してください。		
随時	変更届・加算届	届出事項に変更があったとき、変更届を提出していますか？	
		加算について、算定要件を確認し、当該要件を満たした上で算定していますか？	
更新時	指定更新申請について	事業所のサービスごとの指定有効期間を承知していますか？	
		指定更新手続きの方法を承知していますか？	
休止時 廃止時	休止届・廃止届について	休止期間は最長6月であることを承知していますか？	
		休止届・廃止届の提出期限は休止・廃止をする1か月前であることを承知していますか？	
		利用者等のサービスが継続的に提供されるよう指定居宅介護支援事業者等と調整連絡等を行わなければならないことを承知していますか？	
その他	労働基準法、消防法、建築基準法等の遵守	労働基準法等を遵守し、適切な雇用管理を行っていますか？ 消防法、建築基準法等を遵守し、必要な設備を設置するとともに、防災対策を講じていますか？	
	個人情報保護	利用者等やその家族の個人情報をサービス担当者会議等で用いる場合には、その同意をあらかじめ文書で得ていますか？	

6

記録の整備について

介護保険サービス事業者等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

1 記録の保存期間について

基準省令が定めている記録の保存期間とは異なり、本市の基準条例の独自基準により、「その完結の日から5年間」としています。

これは、介護サービスの質の向上を図るとともに、介護サービス費の過払返還請求の時効期間への対応を可能とするためです。

整備すべき記録は、サービスごとに異なりますので、個別サービスの運営の手引き、集団指導講習会資料を確認してください。

活用事例

- ① 利用者等に係る日々のサービスの提供記録を活用し、利用開始時からの利用者等の心身の状況等の変化を把握した上で、サービス内容の評価や計画の見直しを行い、より利用者等に合った適切なサービスの提供を図る。
- ② 利用者等からの苦情の内容等の記録、事故の状況等の記録に従業者の研修資料として活用し、同様の苦情や事故の再発防止を図る。

【 ポイント 】

- 運営規程や重要事項説明書において、サービスの提供に関する記録の保存期間を記載している場合については、保存期間を「その完結の日から5年間」としてください。
- 記録によりサービスの提供状況が確認できない場合は、報酬返還になることがありますので、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供開始・終了時刻、提供内容、保険給付の額、利用者等の心身の状況、その他必要な事項などを具体的に記録してください。

提供した介護保険サービスに関する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。

1 苦情・相談に対応するための必要な措置

(1) 必要な措置とは

- ① 苦情を受け付けるための窓口を設置すること
- ② 苦情・相談の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること
- ③ ①、②を利用者等にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書等）に記載するとともに、事業所に掲示すること

※ 苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、市町村及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要があります。

(2) 事業所が苦情を受けた場合

利用者等からの苦情を受け付けた場合は、苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、事業所は、当該苦情の受付日、内容、対応等を記録しなければなりません。

また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければなりません。

(3) 市町村又は国民健康保険団体連合会に苦情があった場合

利用者等からの苦情に関して市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村又は国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行い、その内容を市町村または国民健康保険団体連合会に報告しなければなりません。

【 ポイント 】

- 市町村の苦情・相談窓口は、利用者等の保険者です。そのため、利用者等に周知すべき市町村の相談窓口については、事業所所在地の市町村だけではなく、利用者等が居住する市町村も記載してください。
- 各市町村・国民健康保険団体連合会の苦情・相談窓口の所管部署・連絡先は、必ず最新のものに更新してください。
- 苦情を受け付けた内容は、管理者や一部従業員にとどまらず、他の従業員にも周知し、再発の防止やサービスの質の向上を図ってください。

【 指導事例 】

- 他市町村に居住する被保険者に対し、本市の苦情窓口のみ記載した重要事項説明書を交付し、周知していた。
- 苦情を受け、適切に利用者等に対応を行っていると思われるものの、当該苦情の対応の記録が残っていなかった。

2 第三者委員の設置

社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成 29 年 3 月 7 日一部改正 厚生省老健局長等連名通知）において、苦情解決の仕組みが円滑に機能するよう、介護保険サービス事業者が自ら苦情解決に積極的に取り組む際の参考として、指針が示されています。

(1) 対象事業者

社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業を営業者

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 訪問介護
- ・ 通所介護
- ・ (介護予防) 短期入所生活介護
- ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ・ 複合型サービス (看護小規模多機能型訪問介護看護)
- ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護
- ・ 地域密着型通所介護

※ これら以外の介護保険サービス事業者等についても、この指針を参考として苦情解決の仕組みを設けることが望まれています。

(2) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者等の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置し、介護保険サービス事業者等が設置するすべての事業所等の利用者等が活用できる体制を整備してください。

① 第三者委員の要件	・ 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者 ・ 世間からの信頼性を有する者 (例示) 評議員、監事又は監査約、社会福祉士、民生委員など
② 人数	中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。その際、即応性を確保するために個々に職務に当たることが原則であるが、委員相互の情報交換等連携が重要となる。
③ 選任	第三者委員は、介護保険サービス事業者の責任において選任する。 (例示) 理事会が選考し、理事長が任命するなど
④ 職務	・ 苦情受付担当者から受け付けた苦情内容の報告聴取 ・ 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知 ・ 利用者等からの苦情の直接受付 ・ 苦情申出人、事業者への助言 ・ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立会い、助言 ・ 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取 ・ 日常的な状況把握と意見傾聴

(3) 結果の公表

利用者等によるサービスの選択や介護保険サービス事業者等によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、事業報告書や広報誌等実績を掲載し、公表します。

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」は、「横須賀市」のホームページに掲載しています。

【 掲載場所 】

ホーム > 健康・福祉・教育 > 年金・保険 > 高齢者福祉・介護保険 > 介護保険サービス事業者 > 情報提供（国、県、関係機関等）（索引） > 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」の一部改正について
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/kaigo-osirase/20170310kujo-kaiketsu.html>

3 苦情・相談の窓口

サービス	受付窓口・電話番号等
介護保険サービス等	受付窓口：横須賀市福祉部介護保険課給付係 電話番号：046（822）8253 受付時間：8時30分～17時15分 （土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
総合事業 ・第1号訪問事業 ・第1号通所事業	受付窓口：横須賀市福祉部健康長寿課介護予防係 電話番号：046（822）8135 受付時間：8時30分～17時15分 （土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
共通	受付窓口：神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係 所在地：〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1 電話番号：045（329）3447 苦情専用電話番号：0570-022110 受付時間：8時30分～17時15分 （土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く） ※神奈川県国民健康保険団体連合会のFAX番号は、記載 しないでください。

8

事故発生時の対応について

利用者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者等の家族、利用者等を担当する居宅介護支援事業者等に連絡を行うなど、必要な措置を講ずるとともに、事故の状況、事故に際してとった処置について、記録を残す必要があります。

介護保険サービス事業所の独自の判断で、事故としての扱いではなく、ヒヤリ・ハットとしての取扱いで済ませている事例、事業所所在地の市町村への報告は行っているものの、利用者等の保険者に報告していない事例が見受けられますので、注意してください。

1 事故報告書の提出

(1) 事故報告書の提出先

指定介護保険サービス等の提供中に事故が発生した場合は、利用者等への対応、家族や担当居宅介護支援事業所等への連絡を行うことはもとより、市町村に対し、速やかに事故報告書の提出が必要です。

事故報告書の提出先は、①事故の対象となる利用者等の保険者、②事業所所在地の市町村です。

このため、本市にある介護保険サービス事業所等において事故が発生した場合は、事故報告書を、事故の対象となる利用者等の保険者及び本市の福祉部介護保険課（総合事業は、福祉部健康長寿課）へ提出してください。また、事故の対象となる利用者等が市外の被保険者の場合は、保険者市町村に事故報告の要否を確認してください。

【 事故報告書の提出先 】

サービス	提出先
介護保険サービス等	〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市福祉部介護保険課給付係 電話 番号：046 (822) 8253 F A X 番号：046 (827) 8845
総合事業 ・ 第 1 号訪問事業 ・ 第 1 号通所事業	〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市福祉部健康長寿課介護予防係 電話 番号：046 (822) 8135 F A X 番号：046 (827) 3398

(2) 報告が必要な事故の範囲

本市における事故報告が必要な事故の範囲は、「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領」又は「介護予防・日常生活支援総合事業における事故発生時の報告事務取扱要領」（ホームページ掲載場所を参照）に規定されています。

介護保険サービス事業者等が行う介護保険を適用するサービスの提供中又は介護保険を適用するサービスと一体的に提供されるその他のサービスの提供中に起きた次のようなものです。

- ① サービスの提供による、利用者等のケガ又は死亡事故の発生
- ② 食中毒及び感染症、結核の発生
- ③ 職員（従業員）の法令違反、不祥事等の発生
- ④ 誤薬（利用者等に医師の処方内容と違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれ）の発生

【 ポイント 】

○ 指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者及び指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業者が、宿泊サービスの提供により事故が発生した場合も事故報告が必要となります。

○ 事故発生時の報告取扱い要領、介護保険事業者事故報告書（横須賀市提出用）は、以下に掲載しています。

【 掲載場所 】 横須賀市ホームページ

ホーム > 健康・福祉・教育 > 年金・保険 > 高齢者福祉・介護保険 > 介護保険サービス事業者 > 事故報告

(https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3050/g_info/20121101.html)

○ 総合事業の事故発生時の報告取扱い要領、介護予防・日常生活支援総合事業事故報告書は、以下に掲載しています。

【 掲載場所 】 横須賀市ホームページ

ホーム > 健康・福祉・教育 > 年金・保険 > 高齢者福祉・介護保険 > 介護予防・日常生活支援総合事業の事業者 > 事故発生時の報告について

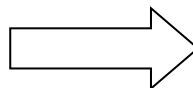
(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3045/sougoujigyoku.html>)

2 事故発生時の対応

(1) 対応方法等の周知

- ・ 事故が発生したときの連絡先
- ・ 連絡方法
- ・ 報告が必要な事故の範囲

従業者への周知



速やかな対応

(2) 賠償すべき事故が発生した場合

賠償しなければならない事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいといえます。損害保険の内容、損害賠償の方法等についても事前に把握しておけば速やかな対応が可能となります。

(3) 再発防止の対策

事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例（※））には、その原因を分析し、その分析結果を従業者に周知徹底するなど、再発生を防ぐための対策を講じてください。

事故等の記録を利用者等の別ファイルのみに保管している例が見受けられますが、個別に保管するとわかりにくくなるので、一元的に情報管理することが望ましいです。

(4) 報告の要否

事故報告の要否は、事故報告書の提出先の市町村によって異なる場合があります。事故報告の要否については、報告する市町村に確認してください。

【 ポイント 】

- （※）ヒヤリ・ハット事例とは、結果的には事故に至っていないものです。軽度であっても、事故が発生したときは、報告が必要かどうか、市町村に確認してください。
- 事故とヒヤリハット事例は、記録を別に保管する等の方法で、明確に区別してください。

【 指導事例 】

- 報告が必要な事故に該当する事例であるにもかかわらず、ヒヤリ・ハット事例として処理をし、保険者へ事故を報告していなかった。
- 保険者に事故の報告をしているが、事業所において当該事故の記録を保存していなかった。

9

秘密の保持について

介護保険サービス事業所等においては、利用者等はもとより従業者を含め、大量の個人情報を含む重要な情報を保管しています。そのため、その保管は厳重に行うとともに、特に利用者等に係る個人情報等の取扱いについては、十分留意してください。

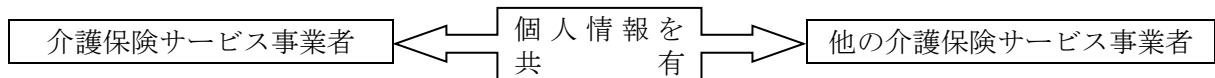
1 秘密の保持の義務

指定介護保険サービス事業所等の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

介護保険サービス事業者等においては、従業者に対し、秘密の保持について徹底するとともに、従業者が退職した場合においても秘密を保持する旨を誓約するとともに、秘密を漏えいした場合の違約金について定めておく等、必要となる措置を講じる必要があります。

2 他の事業者への個人情報の提供

介護保険サービス事業者等は、サービス担当者会議等において利用者等やその家族の個人情報をを用いるときは、あらかじめ書面により、その同意を得ておかなければなりません。



= あらかじめ文書で同意を得ること =

- ① 利用者等に関する個人情報を提供する場合 ⇒ 利用者等の同意を得る
- ② 利用者等の家族に関する個人情報を提供する場合 ⇒ 利用者等の家族の同意を得る

3 個人情報の使用に関する同意書に記載すべきと考えられる事項

① 使用する目的	サービス担当者会議、居宅介護支援事業者等その他の居宅サービス事業者等との連絡調整等において必要な場合 など
② 使用する事業者の範囲	利用者等が提供を受ける全ての介護保険サービス事業者等 など
③ 使用する期間	契約書の有効期間に同じ など
④ 使用する情報	利用者等の身体の状態、生活環境、家族等に関する情報 など
⑤ 使用に当たっての条件	個人情報の提供は必要最小限とすること。個人情報の使用に当たっては、関係者以外の者に情報が漏れることのないようにすること。個人情報をサービス担当者会議等で使用した場合には、出席者、議事内容等を記録しておくこと。 など

4 個人情報の適切な使用

平成 29 年 5 月 30 日に個人情報の保護に関する法律が改正されました。

個人情報保護委員会、厚生労働省のホームページに「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」他 3 編、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等が掲出されていますので、ご確認ください。

【 掲載場所 】

○個人情報保護委員会ホームページ

ホーム > 個人情報保護法等 > 法令・ガイドライン等

(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>)

○厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働政策全般 > 個人情報保護 > 厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>)

介護保険サービス事業者等が個人情報を取り扱うに当たり特に遵守すべき事項は以下のとおりです。これら以外についても本ガイダンスに沿って、適切な個人情報の管理を行ってください。

(1) 利用目的の特定と制限

個人情報を取り扱うに当たり、利用の目的をできる限り特定しなければなりません。また、あらかじめ利用者等の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはなりません。

(2) 利用目的の通知

個人情報を取得するに当たって、あらかじめその利用目的を公表（文書により同意を得る）している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければなりません。

(3) 業務を委託する場合

介護報酬の請求に係る事務等個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、安全管理措置を遵守するよう受託者に対し、必要かつ適切な監督を行うとともに、委託契約において安全管理措置の内容を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することが必要です。

(4) 個人情報の適正な取得

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません。

(5) 安全管理措置、従業者の監督

取り扱う個人情報の漏えい等の防止のため、組織的に安全管理措置を講じなければなりません。

また介護保険サービス事業者等は、安全管理措置を遵守させるよう、従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければなりません。

【 安全管理措置とは・・・？ 】

- ① 個人情報保護に関する規程の整備、公表
- ② 個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- ③ 個人データの漏えい等の問題が発生した場合における報告連絡体制の整備
- ④ 就業規則等における個人情報保護に関する規程の整備
- ⑤ 従業者に対する教育研修の実施
- ⑥ 盗難等に対する予防対策の実施（物理的安全管理措置）、個人データに対するアクセス管理（技術的安全管理）、個人データの保存媒体劣化防止などの措置、不要となった個人データの廃棄など

1 情報の把握及び避難の判断

介護保険サービス事業所等の管理者及び従業者は、日ごろから気象情報等の情報把握に努め、また、本市が発令する「避難準備情報」や「避難勧告等の情報」については確実に把握し、利用者等の安全を確保するための行動をとるようにしてください。

特に近年は想定外の大規模な災害が発生することが多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者等の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じてください。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を定めることとされています。この計画は、火災に対処するための計画のみではなく、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画も定めることを想定しています。必ずしも災害ごとに別々の計画として策定する必要はありませんが、事業所で想定される災害を検討し、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害に対処できるものにする必要があります。

(1) 非常災害対策計画

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられますが、非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者等の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要です。

【 具体的な項目例 】

- ・ 介護保険サービス事業所の立地条件（地形等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（市町村、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・ 避難方法（利用者等ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・ 災害時の人人体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・ 関係機関との連携体制等

(2) 防火管理者の配置

介護保険サービス事業者等は、消火、通報及び避難訓練の実施、避難上の必要な事業所等の管理その他の防火管理上必要な義務を行う、防火管理者を定めなければなりません。

また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている通所介護事業所等においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の作成業務を行わせる必要があります。

(3) 避難訓練の実施

非常災害対策計画に規定した避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行ってください。また、2回のうち1回は夜間の時間帯を想定して実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施してください。

【 ポイント 】

- 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有してください。
- 非常災害対策計画の策定に当たっては、地域の関係者と連携及び協力することとし、特に、地域密着型サービスにおいては、運営推進会議等において、地域の関係者と課題や対応を共有しておいてください。また、介護保険サービス事業所は、自力避難が困難な方々も多く利用していることから、防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策のほか、地震等の各種災害に備えた十分な防災対策を講じてください。
- 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常時に協力してもらえるような体制作りにも取り組んでください。
- 災害発生後は、外部からの救援活動が即座に実施されるとは限らず、事業所等が自力で生活しなければならない期間が生じる場合や、必要な物品等が購入できない状態となることが想定されます。また、停電、断水等の場合も想定して、利用者等の特性に考慮した水、食料、防災資機材等をリストアップし、非常災害対策計画に記載するとともに、最低3日間は事業所等において生活が維持できるように備蓄することが望ましいです。

3 水防法・土砂災害防止法による避難確保計画の作成・避難訓練の義務化

水防法・土砂災害防止法の改正により、平成29年6月19日から浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設（老人福祉施設、身体障がい者施設、児童福祉施設、保護施設、母子福祉施設等）、幼稚園、ろう学校、盲学校、病院、診療所、助産院（有床のみ）等、要配慮者が一時的にでも滞在していて、災害時に避難する可能性のある施設が対象となります。）の管理者等に対し、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられています。

本市ホームページのハザードマップ・防災マップ（次頁掲載場所を参照）を確認のうえ、事業所が当該区域内に所在する場合は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が必要となります。

【 計画に盛り込む具体的な項目例 】

- ・ 防災体制に関する事項
- ・ 避難の誘導に関する事項
- ・ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・ 防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・ 円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

【 ポイント 】

- 非常災害対策計画を定めている場合は、既存の計画に水害・土砂災害に関する項目を追加して作成することも可能です。
- 土砂災害のおそれがあるときの従業員の役割分担、参集体制を定めるとともに、情報収集、伝達、迅速な避難行動ができるよう、従業員ごとに役割を明確にすることが重要です。特に、昼間だけでなく、従業員が少ない夜間について、特に体制を確保しておくことが必要です。
- 避難確保計画の作成に当たっては、本市ホームページ掲載の、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（平成29年6月 国土交通省）を確認してください。

非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生省令又は厚生労働省令 ・ 介護保険施設等 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）等 ・ 障害者支援施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）等 ・ 教護施設等 教護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）等 ・ 児童福祉施設等 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（昭和23年12月29日厚生省令第63号）等 	<ul style="list-style-type: none"> 水防法（昭和24年法律第193号） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）
対象（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉施設等 ・ 介護保険施設等 ・ 障害者支援施設等 ・ 教護施設等 ・ 児童福祉施設等 	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）
義務（※2）	非常災害対策計画の作成、避難訓練の実施	避難確保計画の作成及び市町村への提出、避難訓練の実施
計画で定めるべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の立地条件 ・ 災害に関する情報の入手方法 ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・ 避難を開始する時期、判断基準 ・ 避難場所 ・ 避難経路 ・ 避難方法 ・ 災害時の人員体制、指揮系統 ・ 関係機関との連携体制 	（※3） <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の目的 ・ 計画の適用範囲 ・ 防災体制 ・ 情報収集及び伝達 ・ 避難の誘導 ・ 避難確保を図るための施設の整備 ・ 防災教育及び訓練の実施 ・ 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

※1 具体的な施設種別は、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号）、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年2月1日障障発0201第1号）、「教護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日社援保発0131第2号）、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の調査及び指導・助言について」（平成29年2月20日雇児総発0220第2号）により実施した点検の対象施設・サービス種別に記載のもの。

※2 児童福祉施設については原則努力規定。

※3 下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。

【参考にする手引き】

- 洪水・内水・高潮：要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）（平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- 土砂災害：要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）
- 津波：要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）（平成29年1月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- 医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）（平成29年1月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

社会福祉施設等における津波浸水リスクへの対応

施設の分類	津波に対する避難計画の作成等に関する法令規定	施設において必要な対応
所在地に津波による浸水のリスクがない施設	津波に対する避難計画の作成等に関する法令規定はない。	特になし
所在地に津波による浸水のリスクがある（※1）施設	厚生省令又は厚生労働省令（※2）に基づき、非常災害対策計画の作成及び訓練の実施が原則義務化されている。	非常災害対策計画に、津波発生時の対応を追加 ・津波の発生を想定した訓練を実施
所在地が津波災害警戒区域に指定されており、地域防災計画に定められている施設	津波防災地域づくり法に基づき、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されている。	・津波の発生を想定した避難確保計画を作成し、市町村に提出 ・津波の発生を想定した訓練を実施し、市町村に報告

（※1）津波による浸水のリスクは、津波浸水想定その他都道府県（又は市町村）が公表する津波リスクに関する資料から把握できる。

（※2）例えば、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の場合、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）」

○社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について（令和元年6月17日 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長等連名通知 別紙から抜粋）

「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」、「社会福祉施設等における網目の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について」等については、「横須賀市」のホームページに掲載してありますので、ご確認ください。

【 掲載場所 】 横須賀市ホームページ

ホーム > 健康・福祉・教育 > 年金・保険 > 高齢者福祉・介護保険 > 介護保険サービス事業者 > 災害・防災・防犯

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/oshirase-kaigo/bosai-bohan.html>)

ハザードマップ・防災マップについては、「横須賀市」のホームページに掲載してありますので、ご確認ください。

【 掲載場所 】 横須賀市ホームページ

ホーム > くらし・環境 > 安全・安心 > 災害・防災 > 防災関係の地図（ハザードマップなど）

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0530/bousainavi/sonae/hazardmap/index.html>)

4 避難勧告等に関するガイドラインの改定について

これまでの「避難指示」「避難勧告」「避難準備」といった発令を、5段階の「警戒レベル」で分け、「警戒レベル3」を高齢者等避難、「警戒レベル4」を全員避難とし、避難のタイミングが明確化されました。

また、社会福祉施設等の管理者等は、気象庁から「警戒レベル2」の情報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じる必要があります。

改正後のガイドラインについては、内閣府ホームページに掲載されていますので、確認してください。

【 掲載場所 】

○内閣府ホームページ

ホーム > 内閣府の政策 > 防災情報のページ > 防災対策制度 > 風水害対策 > 避難勧告等の判断・伝達 > 避難勧告に関するガイドラインの改定（平成31年3月29日）

(https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)

介護保険サービス事業者等は、指定を受けた内容に変更が生じた場合等には、本市に届け出ることが介護保険法等により義務付けられています。

1 各種届出

介護保険サービス事業者等は、次の事項に該当するときは、本市に届け出ることが介護保険法等により義務付けられています。届出が必要な事項、その提出期限をあらかじめ確認しておき、届出事項が発生したときは、必ず提出期限までに本市に届出を行ってください。

- (1) 事業所の名称や所在地等の届出事項に変更があったとき
- (2) 加算や減算等の介護給付費算定に係る体制等に変更があったとき
- (3) 事業を廃止、休止又は再開しようとするとき

2 届出期限

変更届	本市ホームページに掲載する各サービスの「変更届一覧表」を確認したうえで、届出を行ってください。 ① 原則、変更後10日以内の届出が必要です。 ② 一部の届出事項について、変更前に届出が必要です。
加算届 (※)	加算算定開始月の前月15日まで (必着) に届出が必要なサービス (予防給付を含む。)
	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業、第1号通所事業
廃止届・休止届	廃止又は休止の日の1月前までに届出を行ってください。
再開届	再開する日の前日までに来庁により届出を行ってください。

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、加算届の届出日が異なるため、37ページから41ページまでを参照ください。

【 ポイント 】

- 加算の算定要件を満たさなくなることが明らかになった場合には、速やかに加算の取下げの届出を行ってください。
- 事業所等を休止又は廃止するときは、従業者に対し、これまでのキャリアを今後の業務に活かせるよう、実務経験証明書等を発行してください。

3 加算を受けるための届出をする場合の注意点

介護保険サービス事業者等が、加算を受けようとする際は、各加算の要件を満たすことはもちろん、各サービスの指定基準である人員等の基準を必ず満たしていなければなりません。

加算の要件を満たしていても、指定基準を満たしていない場合は、基本報酬と併せて加算を返還していただく場合があります。

【 ポイント 】

- 変更届等の提出漏れがないか、実態と届出内容が乖離した状態となっていないか等を確認し、届出を要する事項に提出漏れ等があった場合には、速やかに変更届等を提出してください。
- 今年度から、居宅（介護予防）サービス事業等と第1号事業の届出様式を統一しています。提出の際は、新しい様式を使用してください。
- 変更（加算）届出書、法人代表者誓約書等を除き、原則、法人代表者印は不要としています。

【 指導事例 】

- 届出事項に変更があったにもかかわらず、届出を行っておらず、事後にまとめて届出を行った。
- 既に加算の要件を満たさないことが明らかであるにもかかわらず、加算の取下げを届け出ておらず、運営規程の料金表もそのままとなっていた。

変更届等の様式等については、「横須賀市」のホームページに掲載してありますので、ご確認ください。

【 掲載場所 】 横須賀市ホームページ

ホーム > オンラインサービス > 申請書ダウンロード > 「福祉部 指導監査課」の書式
> 介護保険（事業者・施設）・第1号事業者 指定申請・届出関係のページ
(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/shoshiki/kaigo-sitei.html>)

介護保険サービス事業者等が指定基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供しているかを定期的に確認するための仕組みとして、事業者の指定に6年間の有効期間が設けられています。

1 指定更新申請

指定の有効期間は、指定日から6年間です。指定の更新手続については、指定の有効期間満了日の約3か月前に、指定更新の申請に関するお知らせを通知します。

(例：7月1日付更新予定の場合、4月中旬までにお知らせを通知)
必要となる申請書類を整え、期限までに郵送により提出してください。

2 指定有効期間、事業所情報の確認方法

指定有効期間や事業所情報等は、介護保険サービス事業所で保管する指定（更新）通知書、指定申請書類（控）、変更届（控）等で確認してください。また、「介護情報サービスかながわ」の介護事業所検索により事業所情報が確認できます。なお、指定年月日は、事業所ごとに確認してください。

【 ポイント 】

- 令和2年5月1日以降、指定更新申請は、原則郵送による対応となっています。
- 介護サービス事業所のサービスごとに指定年月日、指定有効期間を確認してください。
- 変更届等の提出漏れがないか、実態と届出内容が乖離した状態となっていないか等を確認し、提出漏れ等があった場合には、速やかに変更届等を提出してください。

3 指定の更新を希望しない場合

指定更新申請をせずに指定有効期間満了日を経過した場合、指定の効力を失い、介護サービスの提供ができなくなります（指定の失効）。こうした指定更新手続の重要性から、更新を行わないとする場合においても、その旨の意思表示を廃止届の提出により行ってください。

指定更新申請の手続の方法や提出していただく書類の様式等については、「横須賀市」のホームページに掲載してありますので、ご確認ください。

【 掲載場所 】 横須賀市ホームページ

ホーム > オンラインサービス > 申請書ダウンロード > 「福祉部 指導監査課」の書式 > 介護保険（事業者・施設）・第1号事業者 指定申請・届出関係のページ
(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/shoshiki/kaigo-sitei.html>)

介護保険サービス事業者等は、事業の適正な運営を確保するため、法令遵守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出ることが義務付けられています。

業務管理体制の届出が行われていない場合、介護保険法第 115条の32に違反し、法令違反となります。届出を行っていない介護保険サービス事業者は、速やかに届け出てください。

1 事業者が整備する業務管理体制

介護保険サービス事業者等は、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて、次のとおり業務管理体制を整備しなければなりません。

なお、事業所等の数には、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び地域密着型（介護予防）サービス事業所の数は含みますが、病院等が行うみなし指定の事業所の数は含みませんので、みなし事業所のみの法人については届出の必要はありません。

業務管理体制の整備の内容	③業務執行の状況の監査の実施（業務執行状況の監査）		
	②業務が法令に適合することを確保するための規程の整備（法令遵守規程の整備）		
	①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者の選任）		
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

2 届出先

介護保険サービス事業者（法人）は、整備した業務管理体制の内容を、次の区分により関係行政機関へ届け出なければなりません。

なお、事業所の新規指定や廃止等により、届出先に変更があった場合は、変更前、変更後のそれぞれの行政機関に変更の届出を行わなければなりません。

区 分		届出先
(1) 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	①事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
	②事業所等が1又は2の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県
(2) 地域密着型サービス（介護予防を含む）事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者		市 町 村
(3) 事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者 ※ ただし、事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者を除く。		都 道 府 県
(4) 事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者		指 定 都 市

3 変更届

介護保険サービス事業者等は、次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、関係行政機関に変更届を提出しなければなりません。指定又は許可を受けている事業所数により、業務管理体制の整備の内容が変わります。整備すべき業務管理体制の内容に変更がないか確認してください。

【 変更届出事項 】

- 1 法人の種別、名称（フリガナ）
 - 2 法人の主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
 - 3 法人代表者の氏名（フリガナ）、生年月日、住所、職名
 - 4 事業所等の名称、所在地（※）
 - 5 法令遵守責任者の氏名、生年月日
 - 6 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所の数が20以上の法人のみ）
 - 7 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所等の数が100以上の法人のみ）
- ※ 法人が運営する事業所等の数の増減により、整備する業務管理体制の内容に変更があった場合（例えば、事業所等の数が20未満から20以上100未満に変わった場合など）のみ、変更の届出が必要です。

業務管理体制の整備の届出方法や変更届等の様式等については、「介護情報サービスかながわ」に掲載されていますので、ご確認ください。

また、地域密着型サービス（介護予防）事業者の業務管理体制に係る届出書の様式は、「横須賀市」のホームページに掲載してありますので、ご確認ください。

なお、厚生労働省や都道府県に届出を行う場合の届出様式は、それぞれの行政機関にお問い合わせください。

【 掲載場所① 】 介護情報サービスかながわ

ライブラリ（書式／通知） > 8. 各種届出（業務管理体制・老人福祉法の届出）等 > 業務管理体制の整備に係る届出

(<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=610&topid=20>)

【 掲載場所② 】 横須賀市ホームページ

ホーム > オンラインサービス > 申請書ダウンロード > 「福祉部 指導監査課」の書式 > 介護保険（事業者・施設）・第1号事業者 指定申請・届出関係のページ > 地域密着型サービス事業者（第1号事業者）等

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/shoshiki/kaigo-sitei.html>)

【 掲載場所③ 】 厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス事業者の業務管理体制

(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html)

1 介護保険法の指定又は開設許可があったときの指定介護機関のみなし指定

(1) 介護保険法の指定又は許可があったときは、その介護機関は、生活保護法第54条の2第1項の指定（以下、介護保険法の指定又は開設許可があったときの指定介護機関のみなし指定「介護保険法によるみなし指定」という。）を受けたものとみなされます。

ただし、当該介護機関（介護老人福祉施設を除く。）が、あらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りではありません。

(2) 介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定の取消しがあったとき、又は指定の効力が失われたときは、その効力を失うこととなります。

(3) 介護保険法によるみなし指定は、6年ごとの指定の更新手続きは不要です。

2 指定介護機関の指定要件及び指定取消要件

次に掲げるいずれかに該当するときは、指定介護機関の指定をしません。また、指定除外要件のいずれかに該当するときは、指定介護機関の指定をしないことができます。

【 欠格事由の例 】

- ・ 申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ・ 申請者又は管理者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき
- ・ 申請者又は管理者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき

【 指定除外要件の例 】

- ・ 被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき

3 届出・問合せ先

横須賀市福祉部生活福祉課総務係

電話 046-822-8260

福祉サービス第三者評価事業による評価の質を図りつつ、一層の受審促進が図られるようにするとともに、関係法令の改正等による本事業の変化に対応するため、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について「の一部改正について（平成30年3月26日 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が通知され、本事業の評価が、利用者等の適切なサービス選択に資するものであることから、介護保険サービス事業者等は、福祉サービス第三者評価を積極的に受審することが望ましい旨等が示されました。

また、本改正を踏まえ、共通評価基準が、各福祉施設、事業所の種別にかかわらず共通的に取り組む事項に関し評価する基準であることから、「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について（令和2年3月31日 厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）が通知されました。

1 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価事業とは、介護保険サービス事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

目的

- 福祉サービスの質の向上を図ること
- 調査結果を公表することで、福祉サービスの利用を希望する者や、その家族が福祉サービスを選択するための情報源のひとつとなること

自己評価に取り組む意義

- 事業所の運営やサービスの質を見直すことで、新たな気づきを得る
- 福祉施設・事業所全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけを得る

自己評価は、従業者個人の取り組みを基礎としながら、チームや福祉施設・事業所全体での議論を経て、課題等が共有されることが重要です。

第三者評価で更なる質の向上の取り組み、改善策等を見出し、実際の取り組みにつなげていくとともに、共有された課題、第三者評価で得られた課題に、組織的に取り組む基礎となるものが自己評価となります。

評価結果を公表する意義

- 福祉施設・事業所が行う福祉サービスの質の向上のための取り組みが明らかになる

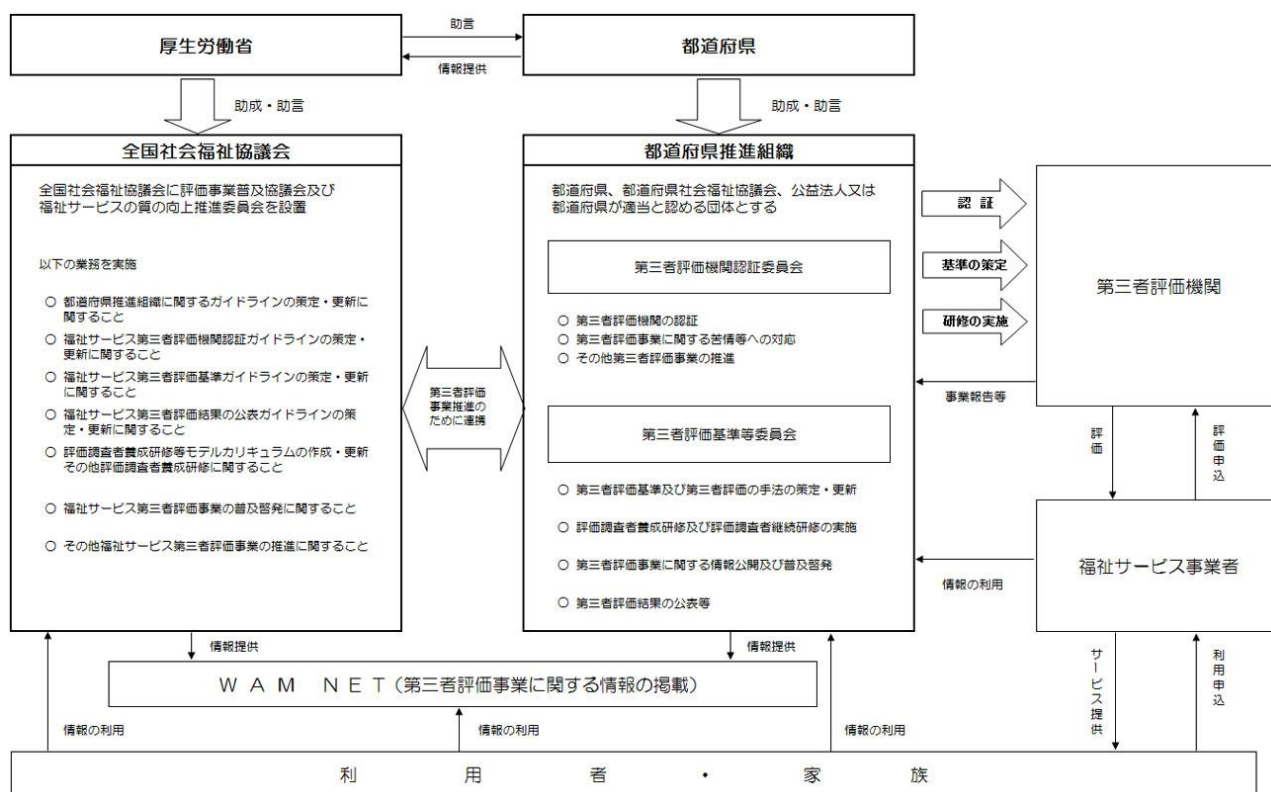
調査結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・事業所の理念・基本方針、サービス、支援の内容や特徴をアピールすることができます。

また、第三者評価の受審を通じて、福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを、利用者等やその家族、地域住民等に発信し、理解を広げることが重要であることから、事業所ホームページ等の掲載や報告会の開催により、取り組みへの理解を深めてください。
これらは、福祉施設・事業所で仕事を希望する者にとって、有意義な情報となります。

2 福祉サービス第三者評価事業の推進体制

福祉サービス第三者評価事業の推進体制は、以下の図のとおりとなっています。

福祉サービス第三者評価事業の推進体制



※社会福祉法人 全国社会福祉協議会ホームページから引用

【社会福祉法人 全国社会福祉協議会ホームページ】

第三者評価事業

(<https://shakyo-hyouka.net/evaluation/>)

【ポイント】

- 重要事項説明書には、運営規程の概要等に加え、提供するサービスの第三者評価の実施の有無、実施年月日、実施評価機関、評価結果の開示状況を記載し、利用者等の同意を得る必要があります（（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、介護老人保健施設、居宅介護支援及び介護予防支援を除く。）。
現在使用している重要事項説明書に第三者評価の実施状況が記載されていない場合は、速やかに記載するとともに、第三者評価の主旨を踏まえ、積極的に受審するようにしてください。

1 経緯

- 平成 23 年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成 24 年度から交付金を円滑に介護報酬に移行し、介護職員の賃金に充てることを目的に創設されたものです。
交付金を受けていた事業者・施設は、原則として交付金による賃金改善の水準を維持することが求められます。
- 平成 27 年度においては、事業主が介護職員の資質向上や雇用管理の改善を一層推進し、介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、介護職員自身が研修等を積極的に活用することにより、介護職員の社会的・経済的な評価が高まっていく好環境を生み出していくことが重要であることを踏まえ、事業主の取組が一層促進されるよう加算が拡充されました。
- 平成 29 年度においては、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、加算が拡充されました。
なお、加算Ⅳ及びⅤについて、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、一定の経過措置期間を設け、廃止されることとなっているため、加算Ⅳ及び加算Ⅴの区分を算定している場合は、キャリアパス要件や職場環境等要件の整備を図り、上位の区分の加算を算定するようにしてください。

2 介護職員処遇改善計画書・実績報告書等

介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、他の加算と異なり、加算を取得する年度の前年度の 2 月末日までに介護職員処遇改善計画書を、また、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日（7 月末日）までに介護職員処遇改善実績報告書を提出しなければなりません。計画書及び実績報告書の提出については、必ず提出期限を厳守してください。なお、提出期限までに実績報告書の提出がない場合は、加算要件を満たしていない不正請求として全額返還となりますので、留意してください。

また、地域密着型（介護予防）サービス事業者が他市町村に住所をおく者の利用を受け入れている場合は、該当する市町村に対しても計画書及び実績報告書の提出が必要になりますので、詳細については、該当する市町村に確認してください。

3 加算要件を満たしていない場合

加算を取得する介護保険サービス事業者等が、「加算の算定額に相当する賃金改善を行っていない場合」、「賃金水準の引き下げを行いながら特別事情の届出を行っていない場合」、「算定要件を満たしていない場合」又は「虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合」等に該当するときは、すでに支給された加算の一部若しくは全部を不正受給として返還していただく場合や、加算を取り消す場合があります。

介護職員処遇改善加算を算定する事業者においては、加算要件を満たすことは当然のことながら、

次の点を厳守してください。

- 1 介護職員処遇改善加算の届出を行った事業所については、当該事業所における賃金改善を行う方法を、介護職員処遇改善計画書等を用いて職員に周知することとしているが、本内容が職員に対して十分に認知されるよう、周知に際しては、同計画書等における関係箇所を強調するなど、適切な方法により職員に対して周知すること。
- 2 「介護職員処遇改善加算総額」と「賃金改善所要額」とを比較し、必ず「賃金改善所要額」が上回っていること。

なお、介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善実績報告書の確認時や実地指導の実施時において、「介護職員に対し、適切な方法により周知していない」、「賃金改善所要額が介護職員処遇改善加算の総額を上回っていない」場合を含め、加算要件を満たしていないにもかかわらず、介護職員処遇改善加算を受給したことが発覚した場合は、不正請求として、支払われた金額の返還は当然のことながら、指定の取消し等の処分の対象となります。

【 ポイント 】

- 年度の途中から新たに介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、算定しようとする日の前々月の末日までに、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び計画書等関係書類一式を提出してください。
なお、年度当初から新たに取得（算定）しようとする場合は、前年度の2月末日までが提出の期限になります。
- すべての介護職員に対し、賃金改善の方法、キャリアパス要件、職場環境等要件を周知したうえで賃金改善等を実施することが加算の要件です。周知が不十分であることにより、従業員の不平・不満につながらないように、十分に説明を行うことに特に留意してください。

【 指導事例 】

- すべての介護職員に対し、賃金改善の方法、キャリアパス要件等の周知を行っていなかった。
- 中途採用の介護職員に対し、賃金改善の方法、キャリアパス要件等の周知を行っていなかった。
- 介護職員処遇改善計画書又は実績報告書を、提出期限までに提出しなかった。
- 賃金改善の実績を、事業所の全ての従業員に周知していなかった。
- キャリアパス要件の整備が整っていないにもかかわらず、整っているものとして介護職員処遇改善加算を届け出た。

介護職員処遇改善加算に関する届出、計画の届出、実績報告の方法等については、「横須賀市」のホームページに掲載していますので、確認してください。

【 掲載場所 】 横須賀市ホームページ

ホーム > オンラインサービス > 申請書ダウンロード > 「福祉部 指導監査課」の書式 > 介護保険（事業者・施設）・第1号事業者 指定申請・届出関係 > 3 加算届 > 0 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/shoshiki/0300.html>)

介護職員等特定処遇改善加算は、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員のさらなる処遇改善を行うとともに、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることを前提に、創設されました。

1 介護職員等特定処遇改善計画書・実績報告書等

介護職員等特定処遇改善加算を算定しようとする場合は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに介護職員等特定処遇改善計画書を、また、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日（7月末日）までに介護職員等特定処遇改善実績報告書を提出しなければなりません。

計画書及び実績報告書の提出については、必ず提出期限を厳守してください。

また、地域密着型（介護予防）サービス事業者が他市町村に住所をおく者の利用を受け入れている場合は、該当する市町村に対しても計画書及び実績報告書の提出が必要になりますので、詳細については、該当する市町村に確認してください。

なお、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和2年3月5日 厚生労働省老健局長通知）が通知され、令和2年度から、介護職員処遇改善計画書・実績報告書及び介護職員等特定処遇改善計画書・実績報告書の様式の一本化が行われており、横須賀市の様式も同通知の様式例に基づいて掲載しています。

【 ポイント 】

提出期限

介護職員等特定処遇改善計画書

- 前年度から引き続き加算を算定する場合 ⇒ 算定する年度の前年度の2月末日
(引き続き令和3年4月1日以降も算定する場合は、令和3年2月末日までに届出)
- 年度の途中から算定する場合 ⇒ 加算算定月の前々月末日
(令和2年7月1日から算定する場合は、令和2年5月末日までに届出)

介護職員等特定処遇改善実績報告書

- 事業年度における最終の加算の支払いのあった月の翌々月の末日
(令和2年度分の実績報告書提出期限は、令和3年7月末日)

2 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

介護職員等特定処遇改善加算（I）

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が特定加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること

ア 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のあ

る介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、特定加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

イ 介護保険サービス事業所等における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること

ウ 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと

エ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと
(賃金改善前の賃金がすでに440万円を上回る場合、当該職員は特定加算の賃金改善の対象とならない)

(2) 介護保険サービス事業所等において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、横須賀市長(※1)に届け出ていること

(3) 特定加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営等の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算の賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について横須賀市長に届け出ること

(4) 当該介護保険サービス事業所等において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を横須賀市長に報告すること

(5) 訪問介護費(※2)における特定事業所加算(I)又は(II)(※3)のいずれかを算定していること

(6) 訪問介護費(※2)における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること

(7) 平成20年10月から(2)の届出の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。(8)において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること

介護職員等特定処遇改善加算(II)

介護職員等特定処遇改善加算(I)算定要件の(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること

※1 介護保険法第203条の2(大都市等の特例)により適用

※2 各サービス費に読み替えてください。

※3 サービス種別ごとに、次表の「算定要件の前提となる加算」に読み替えてください。

【算定要件の前提となる加算】

サービス種別	算定要件の前提となる加算
・ 訪問介護	特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）
・ 第1号訪問事業	併設の訪問介護事業所で、特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）
・（介護予防）訪問入浴介護 ・通所介護 ・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）短期入所生活介護 ・（介護予防）短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・地域密着型通所介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・介護老人保健施設 ・第1号通所事業	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
・ 特定施設入居者生活介護	入居継続支援加算 又はサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
・ 介護老人福祉施設	日常生活継続支援加算（Ⅰ）、（Ⅱ） 又はサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

【 ポイント 】

- 介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定している必要があります。
- 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定する場合は、当該事業所等で算定要件の前提となる加算を算定している必要があります。
- 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件とは異なり、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行う必要があります。
※職場環境等要件は、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」別紙1表3を参照してください。
- 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組（介護職員等特定処遇改善加算の取得状況、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容）について、ホームページ（介護サービスの情報公開制度）等を活用し、公表している必要があります。
- 介護職員処遇改善加算と同様、事業者（法人）が複数の介護保険サービス事業所等を有する場合であって、事業所ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合は、一括して作成することができます。
ただし、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定する場合は、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ等、介護福祉士の配置要件に係る最も上位の区分の加算を算定している事業所が対象となることから、それらの加算を算定する事業所のみが対象となることに注意してください。

1 労働条件の確保・改善

介護労働者等の労働者（パート・アルバイトも含む。以下同じ。）を使用する事業場は、労働者を雇い入れた時の労働条件通知書の交付、労働者に時間外労働・休日労働を行わせる場合の時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）の締結及び所轄労働基準監督署への届出（以下「届出」という。）、就業規則の作成及び届出（常時10人以上の労働者を使用する場合）並びに労働者への36協定、就業規則の周知などを行うことが必要です。介護保険サービス事業者等においては、労働条件の確保・改善に努め、適切な管理を行ってください。

【 基本的な雇用管理上の問題点 】

- ① 従業者が常時10名以上であるにもかかわらず、就業規則（パート就業規則を含む。）を作成していない。
- ② 労働条件通知書を交付していない。
- ③ 36協定を締結、届出せずに、時間外労働又は休日労働を行わせている。
- ④ 年次有給休暇を与えていない。
- ⑤ 衛生管理者又は産業医（労働者50人以上の場合）、衛生推進者（労働者10人以上50人未満の場合）を選任していない。
- ⑥ 健康診断を実施していない。
- ⑦ 賃金の支払いに関する労使協定書（24協定書）が書面で保管されていない。

【 ポイント 】

- 介護人材の確保・活用には、従業者の能力開発と仕事への取組み意欲を高い水準で維持することが重要です。従業者の仕事への取組み意欲を維持・向上するには、働きに見合った処遇、働きぶりの公正な評価、能力開発機会の提供などのほか、労働条件や労働時間、仕事の管理などに関して納得して働いてもらうことが重要です。
- 適切な雇用管理、労働法規の遵守を徹底し、貴重な介護人材の確保・活用に努めてください。
- 事業者指定の欠格及び取消要件には、「労働関係法令違反で罰金刑に処せられた者」が含まれます。事業者による雇用管理の取組、労働関係法令の遵守を徹底し、勤務体制の確保を図ってください。

介護保険法第70条（指定居宅サービス事業者の指定）

第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の（中略）いずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

第5号の2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

参 考： 介護保険法第78条の2（指定地域密着型サービス事業者の指定）
 介護保険法第79条（指定居宅介護支援事業者の指定）
 介護保険法第86条（指定介護老人福祉施設の指定）
 介護保険法第94条（介護老人保健施設の開設許可）

2 問い合わせ先

労働関係法令等の詳細については、横須賀労働基準監督署にお問い合わせください。

横須賀労働基準監督署	〒238-0005 横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階 電話 046-823-0858 FAX 046-823-0824
------------	--

「神奈川労働局のホームページ」において、労働基準や安全衛生等に関するパンフレットやリーフレット等の資料が掲載されていますので、併せて参照してください。

【 掲載場所 】 神奈川労働局ホームページ
(<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>)

経緯

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」が平成 18 年に施行されて以降、同法の周知や高齢化の進展により、高齢者虐待の相談・通報件数や、虐待認定件数は、年々増加しています。特に養介護施設従業者等による高齢者虐待については、昨今、深刻な事案が複数報道され、本市内においても、深刻な状況が顕在化しています。

法の主旨

高齢者虐待防止法第 5 条において、「養介護施設従業者等の高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。高齢者の権利を擁護し、高齢者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設や養介護事業における高齢者虐待の発生は、決してあってはならないことであり、養介護施設従業者等は、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないという法の趣旨や内容を十分理解することが不可欠です。

1 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは、65 歳以上の者と定義されています。

また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従業者等による高齢者虐待」に分けて定義しています。

そして、高齢者虐待防止法では「養介護施設従業者等による虐待」を次の 5 つの行為の類型をもって「虐待」と定義しています。

① 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
② 介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
③ 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
④ 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
⑤ 経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

【 ポイント 】

- 身体的拘束等は介護保険指定基準において、原則禁止されています。緊急やむを得ない場合以外の身体的拘束等は、すべて高齢者虐待に該当する行為とされています。
⇒「20 身体的拘束等の原則的禁止について」（48ページ）を参照してください。
- 養介護施設従業者等には、居宅サービス事業所や、介護予防サービス事業所、地域密着型（介護予防）サービス事業所の従業者も含まれます。

2 養護者による高齢者虐待の早期発見

（1）観察によって早期発見を

高齢者が介護保険サービス等を利用している場合、担当の介護支援専門員や介護保険事業所の職員は、高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

（2）協力して対応を

介護サービスでは、様々な職種が協力して、1人の高齢者を支えています。

虐待が疑われる事例などは、サービス担当者会議を開催するなどして、様々な職種が関わり、高齢者を介護する養護者を支援していくことが非常に重要です。

（3）養護者による高齢者虐待の早期発見と通報

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。（第5条）

また、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない（第7条第1項）、また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならないとされています。（第7条第2項）

この場合、守秘義務違反にはなりません。（第7条第3項）

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止と早期発見

（1）組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因は多岐に亘りますが、その原因を従業者個人の問題とはせず、組織としての課題ととらえ、取り組むことが大切です。

リスクマネジメントの見地や職員が燃え尽きないためにも、日ごろの業務の中で悩みや相談を受けとめながら、介護技術等に対してアドバイスができる体制を整備するとともに、職員の労働条件の改善にも留意する必要があります。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について（平成22年9月30日老推発第0930第1号）」では、以下の行為も高齢者虐待に該当するとされています。

- ・ 利用者等を車いすやベッド等から移動させる際に必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・ 裸になった利用者等の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・ 利用者等の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

(2) 通報等による不利益な取扱いの禁止

ア 通報義務

高齢者虐待防止法において通報義務は、養介護施設における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図り、高齢者の尊厳の保持の理念のもとサービスの質の確保や向上に資するために設けられています。

イ 守秘義務との関係

養介護施設従業者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは、守秘義務違反になりません（第21条第6項）。

(3) 公益通報者保護

養介護施設従業者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています（第21条第7項）。

また、「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

【 ポイント 】

- 養護者による相談・通報者の3割以上が、「介護支援専門員・介護保険事業所従業者」、また、養介護施設従業者等による相談・通報者のうち、「当該施設従業者、管理者等、元従業者」が4割以上と、高齢者虐待の発見において、通報等がとても重要な役割を果たしています。
- 養介護施設は、従業者が速やかに高齢者虐待の相談や通報を行うことができるよう、研修の実施やマニュアルを整備し、従業者に虐待発生時の通報義務、連絡先等の周知を図ってください。

神奈川県内の市町村における高齢者虐待に関する相談窓口の一覧が、次の「神奈川県」のホームページに紹介されています。

また、神奈川県が作成している「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」も同じページに掲載されていますので、参考にご覧ください。

【 掲載場所 】 神奈川県ホームページ

ホーム > 健康・福祉・子育て > 介護・高齢者 > 高齢者の虐待防止 > 高齢者虐待防止のために

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/index.html/>)

厚生労働省ホームページに、高齢者虐待防止に向けた体制整備の充実や再発防止に向けた取組を強化するよう「平成 29 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について」が掲載されています。

【 掲載場所 】 厚生労働省ホームページ

ホーム> 報道・広報> 報道発表資料> 2019 年 3 月> 平成 29 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00001.html)

4 高齢者虐待相談・通報窓口

本市における高齢者虐待に関する相談や通報の窓口は、次のとおりです。

【 横須賀市における高齢者虐待に関する相談・通報窓口 】

高齢者虐待防止センター

電話 046 (822) 4370

緊急やむを得ない場合を除き、高齢者に対する身体的拘束等やその他の行動を制限する行為は、高齢者虐待です。

「緊急やむを得ない場合」とは、3要件である「切迫性」、「非代替性」及び「一時性」を満たしている場合です。

さらに、手続が慎重、適正に行われていることが必要です。

1 身体的拘束等の具体的な行為

指定基準において「身体的拘束その他利用者等の行動を制限する行為」は、禁止の対象となっています。具体的には次のような行為が「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）で挙げられています。

- ・ 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車いすやいすから落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2 身体的拘束等が認められる場合の条件

「緊急やむを得ない場合」として、身体的拘束等を行う必要に迫られた場合、以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ① 「切迫性」、「非代替性」及び「一時性」の3つの要件をすべて満たすこと
- ② ①の要件を満たすか否かを含め、個人で判断することなく、施設内に設置する「身体拘束廃止委員会」等施設全体として判断等を行う体制を整え、手続を定めて取り組むこと
- ③ 入所者等本人や家族に対し、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等のできる限り詳細に説明し、十分な理解を得ること（同意を得ること）
- ④ 身体的拘束等を開始した場合においても「緊急やむを得ない場合」に該当するのかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合は、直ちに解除すること
- ⑤ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録するとともに、②及び④に関する検討や取組の経過等を記録すること

3 居宅サービス事業所における身体的拘束等

居宅サービス事業所の従業者（以下「事業所従業者」という。）は、利用者等の居宅を訪問し、居宅サービスを提供することから、家族や介護者（以下「家族等」という。）や、又は、事業所従業者から身体的拘束やその他の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を受けたと思われる利用者等を発見したり、また、身体的拘束等を受けたと思われる利用者等に対し、居宅サービスを提供しなければならない状況が発生することが想定されます。

特に居宅において、家族等が利用者等に対する身体拘束等を行っている場合、高齢者の介護に関する知識を持たないことから、悪意がなく行っている場合や家族関係等が要因となって行われている場合等様々な場合があり、介護保険施設において、身体的拘束等が認められる「緊急やむを得ない場合」の手続等をそのまま適用することは困難です。

なお、家族等や事業所従業者が行っている身体的拘束等の行為が高齢者虐待に該当するかの判断は、事業所従業者等からの通報や相談の内容や調査等に基づき、本市が行います。

4 身体的拘束等を受けていると疑われる利用者等を発見した場合等の対応に関する考え方

事業所従業者が、家族等や事業所従業者から身体的拘束等を受けていると思われる利用者等を発見した場合等は、次の事項を厳守してください。

- 1 事業所従業者が、家族等や事業所従業者から身体的拘束等を受けていると思われる利用者等を発見した場合は、できる限り利用者等本人の状態、生活環境、家族等との関係、家族等の高齢者虐待に対する理解等を情報収集する。
- 2 事業所従業者が、家族等から明らかに身体的拘束等を受けている利用者や、事業所従業者から身体的拘束等を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、高齢者虐待防止センターへ通報するとともに、利用者等を担当する介護支援専門員（以下「担当介護支援専門員」という。）が属する指定居宅介護支援事業所等へ連絡する。
- 3 事業所従業者が、家族等からサービスの提供を行う際に身体的拘束等に該当する行為を依頼された場合においては、安易にその行為を行わない。
- 4 家族等から身体的拘束等を受けたと思われる利用者等に対するサービス提供に関する家族等との調整は、基本的に担当介護支援専門員が行う。
- 5 有料老人ホーム等の入居者に対し、居宅サービスを提供しようとする場合において、その入居者に対し、身体的拘束等に相当する行為が行われていることを確認した場合は、担当介護支援専門員は、当該有料老人ホーム等において、「緊急やむを得ない場合」における一連の手続が行われているか否かを確認する。
なお、一連の手続が行われていない場合は、高齢者虐待に当たるおそれがあるため、高齢者虐待防止センターに通報する。
- 6 家族等から身体的拘束等を受けたと思われる利用者等に対するサービス提供に当たっては、担当介護支援専門員とその利用者等に対しサービスを提供する全事業所の管理者（又は事業所として責任を持った判断ができる者）が出席するサービス担当者会議において、必要な確認、判断等を行うとともに、検討結果を詳細に記録に残したうえで、全事業所で共有する。

なお、当該サービス担当者会議の開催に当たっては、家族等が参加することが検討等に支障を来たす場合は、家族等の参加を必要とするものでない。

- 7 事業所従業者が、介護保険サービス等を提供するに当たり、利用者等に対し身体的拘束等の行為を開始する場合は、事前にサービス担当者会議において、①利用者等本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと、②身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと、③身体的拘束等が一時的なものであること、の3要件すべてを満たしている「緊急やむを得ない場合」であることを確認する。

また、「緊急やむを得ない場合」に該当しない場合においては、利用者等本人の状態、生活環境、家族等との関係、家族等の高齢者虐待に対する理解等を踏まえたうえで「身体的拘束等の中止に向けた家族等への指導を含めた取組み」等を明確にする。なお、担当介護支援専門員は、高齢者虐待防止センターへ報告する。

- 8 事業所従業者が、家族等から高齢者虐待を受けたと思われる利用者等に対しサービスを提供する際は、その都度利用者等の状況、行為の実施状況等について詳細に記録する。

- 9 事業所従業者が、介護保険サービス等を提供する際に突発的な事由が発生し、3要件を満たす「緊急やむを得ない場合」と判断し、高齢者に対する身体的拘束等を行った場合は、「緊急やむを得ない場合」と判断した状況、理由、日時、行為の内容等を詳細に記録する。なお、この場合においては、速やかに行為に至った経緯やその行為について、当該事業所の管理者及び担当の介護支援専門員に報告する。また、担当介護支援専門員が報告を受けた場合は、全事業所の管理者（6に同じ。）を含めたサービス担当者会議に報告し、その対応に関する適否について協議のうえ、協議内容を記録し、全事業所で共有する。

- 10 事業所従業者が介護保険サービスの提供時に身体的拘束等を開始した場合は、その後のサービス担当者会議においては、事業所従業者の身体的拘束等の実施状況等、利用者等の状況等を確認し、常に身体的拘束等が「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうか再検討のうえ、事業所従業者が行う行為の速やかな中止並びに家族等の身体的拘束等の解除に向けての検討及び取組みを行う。

- 11 「家族等に身体的拘束等の中止について理解が得ることが困難である」等の場合は、家族等の介護放棄等のおそれもあることから、家族等との調整を慎重に行う必要があるため、事業所従業者が居宅サービスの提供を行う際の身体的拘束等の中止に向けては、利用者等の安全確保を第一に取組む必要がある。家族等との調整に当たっては、必要に応じて、高齢者虐待防止センターに相談するとともに、「ことば使い」や「価値観」の押し付け等はせずに、利用者等や家族等の考えやおかれている環境に十分配慮し、一定期間を要する対応を図ることとし、その調整経過等を詳細に記録すること。

- 12 家族等から身体的拘束等を受けたと思われる利用者等に対し、居宅サービスを提供する場合は、その開始から中止までの状況を確実に記録し、その記録は、身体的拘束等の中止から5年間保管する。

【 重 要 】

- 利用者等に対する身体的拘束等を行っている家族との調整に当たっては、家族等の考え方を無視して一方的に専門的な価値観を押し付けたりすることが、家族等の利用者に対する介護放棄や更なる虐待行為を助長する可能性があるため、家族等の状況や生活環境等を十分踏まえつつ、一定の期間を要しても、利用者等の安全確保に配慮し、慎重に対応してください。
- なお、この場合においても、サービス担当者会議においては、利用者等に対する身体的拘束等の解除を前提に、解除に向けた課題や課題に対する取組について検討するものとし、また、家族等との調整状況やサービス担当者会議における全事業所の意見、会議の結論等は詳細に記録してください。

【 ポイント 】

- 介護保険サービス事業所は、身体的拘束等の適正化に関するマニュアルの整備や、従業員への研修、及び周知を図り、事業所の身体的拘束等に対する考え方、対応方法の周知徹底をしてください。
- （介護予防）特定施設入居者生活介護事業者、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び認知症対応型共同生活介護事業者は、身体拘束等の適正化のため、以下の取組が必要です。
 - ① 3月に1回以上の対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ること
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ③ 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること
など

老人福祉法に基づく「老人居宅生活支援事業」の各種届出について

1 届出対象事業

次の表の太枠内の6事業（老人居宅生活支援事業）は老人福祉法に基づく届出が必要です。

老人福祉法上の事業名	介護保険法上の事業名	
老人居宅介護等事業	訪問介護	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	【地域密着型】
	夜間対応型訪問介護	【地域密着型】
	第一号訪問事業	【介護予防・日常生活支援総合事業】
老人デイサービス事業	通所介護	
	地域密着型通所介護	【地域密着型】
	認知症対応型通所介護	【地域密着型】
	介護予防認知症対応型通所介護	【地域密着型】
老人短期入所事業	第一号通所事業	【介護予防・日常生活支援総合事業】
	短期入所生活介護	
小規模多機能型居宅介護事業	介護予防短期入所生活介護	
	小規模多機能型居宅介護	【地域密着型】
認知症対応型老人共同生活援助事業	介護予防小規模多機能型居宅介護	【地域密着型】
	認知症対応型共同生活介護	【地域密着型】
複合型サービス福祉事業	介護予防認知症対応型共同生活介護	【地域密着型】
	複合型サービス	【地域密着型】

（老人福祉法第5条の2、第14条、第14条の2、第14条の3、第15条）

2 届出の種類

老人福祉法に基づく各種届出は次のとおりです。事業を開始するとき、廃止（休止）するとき、及び届出内容を変更するときは、介護保険法に基づく指定訪問介護等の届出とあわせ、横須賀市福祉部健康長寿課総務係へ届出をしてください。

老人福祉法上の事業名	事業開始時		届出内容変更時		事業廃止（休止）時	
	事業開始届	デイ等設置届	事業変更届	デイ等変更届	事業休廃止届	デイ等休廃止届
老人居宅介護等事業	1号様式	—	2号様式	—	3号様式	—
老人デイサービス事業	1号様式	4号様式	2号様式	7号様式	3号様式	9号様式
老人短期入所事業	1号様式	4号様式	2号様式	7号様式	3号様式	9号様式
小規模多機能型居宅介護事業	1号様式	—	2号様式	—	3号様式	—
認知症対応型老人共同生活援助事業	1号様式	—	2号様式	—	3号様式	—
複合型サービス福祉事業	1号様式	—	2号様式	—	3号様式	—

3 届出方法

(1) 共通事項

- 記載事項が多く、各種様式によることができない場合、別添資料を添付してください。
(この場合、介護保険法上の申請時添付書類と同じであっても別に添付してください)
- 事業を行おうとする区域が複数に渡る場合でも、届出先は事業所所在地の所管官庁のみです。
- 介護保険事業所番号及び老人福祉法上の事業種別ごとに提出してください。(一覧での提出はできません。)
- 今後、届出方法の簡素化を検討しています。簡素化後も当面の間、従前の方法で届出いただくことを可能とする予定ですが、ホームページ等で最新の方法の確認をお願いいたします。

(2) 事業開始時

- 提出書類：「2 届出の種類一覧」のとおり
- 提出時期：事業開始前
- 注意事項：
 - ・ 記載例を必ず確認したうえで記入してください。
 - ・ 1号様式「2 経営者の氏名及び住所」において、事業所名称及び事業所所在地もあわせて記載してください。

○ 各様式の添付書類

様式名	共通	その他
1号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>条例※1</u>、定款その他の基本約款 ・ 収支予算書 ・ 事業計画書 	(「認知症対応型老人共同生活援助事業」を開始する場合で、前払金を受領する場合※2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行等との契約書の写し等前払金の保全措置内容の確認書類
4号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類※1</u> 	(届出者が市町村の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該市町村の区域外に施設を設置する場合は、その施設を設置する区域の市町村の同意書

※1 介護保険法上の指定を行う事業者においては、条例、土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類が介護保険法上の申請時添付書類のため、添付は不要です。

※2 認知症対応型老人共同生活援助事業を開始する事業者で、終身にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合、次の対応が必要となります。

ア 前払金の算定の基礎を書面で明示しておくこと

イ 前払金について返還債務を負うこととなる場合に備え、銀行の債務保証等の保全措置を講じること

(老人福祉法第14条の4第2項、老人福祉法施行規則第1条の13、平成18年厚生労働省告示第266号)

(3) 届出内容変更時

- 提出書類：「2 届出の種類一覧」のとおり
- 提出時期：変更日から一月以内
- 添付書類：変更事項が分かる書類
 - 例：施設長、理事長の変更 → 議事録の写し
 - 経営者、住所の変更 → 登記簿の写し
 - レイアウトの変更 → 変更前後の平面図（変更部分に色づけ）

【 ポイント 】

- 介護保険法上の指定を行う事業者においては、次の事項に変更があった場合のみ届出が必要です。その他の事由については、介護保険法第75条の変更届をもって、届出があったものとみなします。
 - ① 経営者の氏名及び住所
(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)
 - ② 施設の名称、種類、及び所在地（事業所名称、所在地含む）
 - ・ 参考事項欄に事業所名称や介護保険事業所番号等を記載してください。

(4) 事業廃止（休止）時

- 提出書類：「2 届出の種類一覧」のとおり
- 提出時期：廃止日（休止日）の一月前まで
- 添付書類：原則不要
- 注意事項：参考事項欄に事業所名称及び介護保険事業所番号等を記載してください。

4 届出・問合せ先

横須賀市福祉部健康長寿課総務係

電話046（822）8402

老人福祉法に基づく「老人居宅生活支援事業」の各種届出は、「横須賀市」のホームページに掲載してありますので、ご確認ください。

【 掲載場所 】 横須賀市ホームページ

ホーム > 健康・福祉・教育 > 年金・保険 > 高齢者福祉・介護保険 > 老人福祉法関係（各種届出等）

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3045/roujinnfukusihou/roujinnfukusihoukannkei.html>)

総合事業は、地域包括ケアシステムを構成する要素の一つです。地域包括ケアシステムとは高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、予防・生活支援、住まいの各分野が互いに連携しながら支援する体制のことをいいます。総合事業が目指すものは地域における互助の充実による「介護予防の推進」と「担い手の確保」です。

総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成されています。令和2年度は介護予防・生活支援サービス事業においては住民主体型訪問サービスを、一般介護予防事業においてはフレイル予防を軸として更に推進していきます。

住民主体型訪問サービスとは、有償・無償のボランティア等により提供される住民主体の自主的な活動として行う生活支援サービス等の多様な支援のことです。実施方法としては、生活支援サービスを提供する住民主体の団体の運営に対して補助を交付することにより実施しており、令和元年度は21団体に補助金を交付しました。

本市においては、日常生活におけるちょっとした困りごとを住民同士で助け合う生活支援と身近なところで週1回程度気軽に集まる通いの場を「支え合い活動」と呼称し、市内における支え合い活動の活性化を目指しています。活動立ち上げのための相談支援や普及啓発のための講演会の開催、支え合い活動団体同士の交流のための情報交換会の開催等支え合い活動の活性化のため様々な支援を行っていきます。

支え合い活動への支援（ ○ :対象となる支え合い活動）

相談・支援

生活支援
通いの場

- ・支え合い団体の設立や活動に関する相談への対応
- ・市ホームページ等で支え合い団体の紹介

支え手の養成

生活支援
通いの場

- ・支え合い活動に関する講演会の開催
- ・支え手養成研修会 等の開催

情報交換会の開催

生活支援
通いの場

- ・支え合い団体間の交流や情報交換を促進し、団体の円滑な運営を支援するための情報交換会の開催

団体運営費の補助

生活支援

- ・継続型補助(5万円/年)
- ・立ち上げ型補助(15万円/年)

介護保険サービス事業者等は、人員基準や設備基準、運営基準に合致することを前提に事業への参入が認められています。従って、基準違反に対しては厳正に対処すべきとされており、実地指導時における書類確認や利用者等からの通報等により人員等の基準違反が発覚した場合等は、監査を実施します。介護保険サービス事業者等が、基準違反に対する改善勧告に従わなかった場合は、行政処分（指定・開設許可の取消や一部効力の停止等）を受けることとなり、介護保険上のサービスの提供を継続できなくなる場合があります。

1 監査の方針

監査は、介護保険サービス事業者等の介護報酬の対象サービスの内容について、本市が各基準条例で定める人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがある場合、又は介護報酬の請求について不正若しくは不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼としています。

2 処分の要件・効果

(1) 処分の要件

指定後、以下の事由に該当する場合には指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあります。

- ア 事業者又は法人の役員について、禁錮以上の刑又は介護保険法を含む国民の保健医療・福祉に関する法律、労働に関する法律で罰金の刑に処せられたとき（執行が終わっていない、又は執行を受けることがなくなっていないときを含む。）。
- イ 指定を行うに当たって付された条件に違反したとき。
- ウ 従業者の知識・技能又は人員について、基準を満たすことができなくなったとき。
- エ 条例で定める設備及び運営に関する基準に従って適正なサービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- オ 介護保険法及びこれに基づく命令を遵守し、要介護者等のため忠実に職務を遂行する義務に違反したとき。
- カ 介護サービス費の請求に関し、不正があったとき。
- キ 市長からの報告又は帳簿書類の提出・提示命令に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ク 市長からの出頭要求・質問に対する答弁を拒否し、質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査の拒否・妨害・忌避をしたとき。
- ケ 不正の手段により指定を受けたとき。
- コ 介護保険法を含む国民の保健医療・福祉に関する法律やこれらに基づく命令・処分に違反したとき。
- サ 介護サービスに関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- シ 役員のうち、5年以内に介護サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者がいるとき。

(2) 指定取消の効果

介護保険サービス事業者の指定が取り消されたときは、指定に係る介護保険サービス事業所等の事業が継続できなくなるだけでなく、介護保険サービス事業者等に対して、次の介護保険法上の制限がかかります。

ア 指定の取消処分を受けた事業者は、指定の欠格事由に該当するので、当該事業者は、5年間新たに指定を受けることができません。

イ 複数の介護保険サービス事業所を経営する場合、指定の更新の欠格事由にも該当するので、傘下の介護保険サービス事業所が連座して5年間指定の更新を受けることができなくなります。

【 重 要 】

- 指定の取消処分を受けた介護保険サービス事業所等を運営する法人に所属する役員等が他の法人の役員である場合は、その法人も同様の制限を受けることとなります。また、他の法人の役員になった場合も同様です。

例えば、新たに介護保険サービス事業所を開設しようとする法人の役員の中に、過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいれば、指定を受けることができなくなります。

また、介護保険サービス事業所等を経営する法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の法人の役員がいる場合、指定の更新を受けられず、介護保険上のサービス事業の存続ができなくなります。

- 介護保険サービス事業者等が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、5年間の経過後に再度当該事業者から指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行いません。

平成18年4月にスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険サービス等の利用に際し、利用者等やその家族等が自ら事業所の選択ができるよう支援するための仕組みとして介護保険法で定められている制度であり、神奈川県が実施しています。

公表の対象となるサービスを実施している全ての事業者は、基本情報と運営情報の報告（調査票の提出）及び公表手数料の納入が義務付けられています。

なお、訪問調査は、神奈川県が定める「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき実施しており、訪問調査の対象となる事業者は、調査手数料の納入も義務付けられています。

1 公表対象サービス

前年の介護報酬の支払額（利用者負担額を含む。）が100万円を超えたサービスが公表の対象（※1）となります。公表の対象となるサービスは、神奈川県から郵送する計画通知書（※2）に記載されていますのでご確認ください。

【 ポイント 】

- （※1）例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を実施している事業所で、訪問看護のみ介護報酬の支払実績が100万円を超えていた場合、訪問看護のみが対象となります。
- （※2）『神奈川県から郵送する計画通知書』は重要な書類です。1年間大切に保管してください。なお、公表対象サービスを実施する事業所にのみ送付されます。

2 手数料について

公表手数料（公表事務に関する費用）及び調査手数料（調査事務に関する費用）は、所定の納入通知書によりお近くの金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）でお支払いください。

これらの手数料は、神奈川県における介護サービス情報の公表制度を円滑に運用するために、指定情報公表センター及び指定調査機関の運営費用として使われます。

【 ポイント 】

納入通知書は、計画通知書が入っている封筒に同封していますので、納入期限までに必ずお支払いください。

調査票提出期限の1～2か月前に計画通知書及び納入通知書等が送付されます。

3 報告（調査票の提出）について

(1) 報告の内容（基本情報調査票と運営情報調査票）

区 分	基本情報調査票	運営情報調査票
報告対象事業所	公表の対象となるすべての事業所	公表の対象となるすべての事業所 (※令和元年度に新規に指定された事業所を除く。)
報 告 内 容	事業所の名称、連絡先、人員体制、営業時間などの事業所の基本的な情報	事業所の実施サービスの内容に関する事項、運営状況に関する事項などの情報

【 ポイント 】

- 基本情報は、公表後、内容の修正が可能です。適宜修正を行ってください。併せて変更の届出が必要な場合は、必ず神奈川県へ変更届を提出してください。
- 運営情報は、公表後に内容を変更することができませんのでご注意ください。

(2) 調査票の作成、提出方法について

調査票の作成及び報告は、ウェブサイト「神奈川県指定情報公表センター」の「ウェブ報告システム」を使って行います。

調査票報告期限は県から郵送された計画通知書に記載されています。ご確認の上、必ず期限までに提出してください。

操作の詳細及び調査票の作成方法については、「神奈川県指定情報公表センター」のホームページに掲載している「報告システム操作ガイド」及び「調査票記入マニュアル」をご確認ください。

【神奈川県指定情報公表センターホームページ】

(<https://center.rakuraku.or.jp/>)

4 問合せ先

<ul style="list-style-type: none">◆ 情報公表制度全般に関すること◆ 情報公表手数料の納付に関すること	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 高齢福祉課在宅サービスグループ 電話 045-210-4840 (平日8:30-12:00/13:00-17:15)
<ul style="list-style-type: none">◆ 項目の解釈に関すること◆ 公表システムに関すること	神奈川県指定情報公表センター 電話 045-227-5690 (平日9:30-17:00)

※ 新型コロナウイルス感染症の影響による、介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについては、2ページ「1 新型コロナウイルス感染症関連について 2 介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて」を参照してください。

1 主任介護支援専門員の更新制度

主任介護支援専門員の更新制により、資格に5年間の有効期間が設定され、その更新には、主任介護支援専門員更新研修の修了が必要です。

主任介護支援専門員更新研修については、神奈川県ホームページ「介護支援専門員のページ」に案内がありますので、ご確認ください。

また、主任介護支援専門員更新研修の修了者は、介護支援専門員の更新に必要な研修を受講したものとみなされるため、介護支援専門員証の更新も行うことができます。

ただし、主任介護支援専門員資格の有効期間と、介護支援専門員証の有効期間は同一とはならないため、それぞれの資格の有効期間を管理する必要があります。

介護支援専門員証が失効した場合は、主任介護支援専門員としても業務に就くことができなくなりますので、事業所において、介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の双方の有効期間について管理してください。

- 主任介護支援専門員資格の有効期間
主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修の修了日から5年間
- 介護支援専門員証の更新後の有効期間
更新前の有効期間満了日から5年間

2 介護支援専門員証の有効期間満了日の確認について

介護支援専門員として実務（居宅介護支援事業所管理者を含む）に継続して従事するためには、介護支援専門員証の更新を行い、有効期間内の介護支援専門員証を所持しなければなりません。介護支援専門員証の更新を行わず、有効期間が切れたまま介護支援専門員として業務を行った場合、介護保険法の規定により登録の消除となります。登録消除になると、5年間は介護支援専門員として登録を受けることはできません。

神奈川県や研修機関からは、個々の介護支援専門員に対して有効期間満了日や受講すべき研修の案内はありませんので、更新に必要な研修及び更新手続等の介護支援専門員に関する案内については、神奈川県ホームページ内の「介護支援専門員のページ」

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/>)で、ご確認ください。

各事業所の介護支援専門員の介護支援専門員証有効期間満了日を確認し、更新に必要な研修の受講及び介護支援専門員証の更新手続について、計画的に行うよう管理してください。

【 各事業所の介護支援専門員に確認していただきたいこと 】

- ① 介護支援専門員証の有効期間満了日はいつか。
- ② 介護支援専門員証の更新に必要な研修を計画的に受講しているか。
- ③ 更新に必要な研修修了後、介護支援専門員証の更新手続きをしているか。

3 問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
福祉介護人材グループ

電話 045-210-4755

横須賀市に所在する事業所に関する指定、指導、監査等については、指導監査課が所管します。

事業所の所在地	サービスの種類	担当課等
	(介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	福祉部指導監査課 指導監査第1係 電 話 : 046-822-8162 F A X : 046-827-0566
横須賀市	居宅介護支援 訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 居宅療養管理指導 通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 福祉用具貸与 特定 (介護予防) 福祉用具販売 介護予防支援 地域密着型通所介護 第1号訪問事業 第1号通所事業	福祉部指導監査課 指導監査第2係 電 話 : 046-822-8393 F A X : 046-827-0566